

アルジェリアの「農業革命」

みや じ かい お
宮 治 一 雄

はじめに

- I 最近のアルジェリア経済
 - II 第1次土地改革と農業生産
 - III 「農業革命」諸法令とその実施過程
 - IV 「農業革命」の成果と問題点
- むずびにかえて

はじめに

昨年度の後半、私は東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所のプロジェクト「イスラム圏社会・文化変容の比較調査」(代表者 三木亘助教授)の一環として実施された現地調査に参加する機会を与えられた(注1)。私が分担した課題は「土地改革と都市・農村関係の変化」であったが、6カ月の現地調査期間のうち、4カ月半をアルジェリアにあて、残り1カ月半はフランス、チュニジア、リビア、エジプト、シリア、レバノンにそれぞれ約1週間ずつ滞在して比較のための素材を集めることにした。

アルジェリアには、1968年3月から翌年9月にかけて滞在したことがあるし、今回の調査でも一番長くいたわけだが、やはり本格的調査のためには時間が足りない。そこで新しいフィールドに入るのはやめて、前に手がけたミチジャ平野の自主管理農場の再調査を中心に仕事を進める予定を立てた。当時と現在を比較してみて、農場の水準で観察可能な現象から国民経済レベルの問題に接近しようという狙いである。

ところが農場調査に取りかかってみると、農業をめぐるさまざまな条件が予想以上に変化していること、なかでも工業化に伴う農業部門の相対的地位の低下と、1971年から開始された「農業革命」(注2)の進行とが、農場の経営条件を大きく変えていることに印象づけられた。「農業革命」をめぐる記事が連日の新聞紙面ににぎわっていたし、私がしばしば足を運んだ農業農地改革省は「農業革命」にかかりきりの模様であった。

前に在籍した農業省付属の国立農業経済学社会学研究所(注3)の所長 Chaulet 夫人の好意で再び同研究所に受け入れてもらったが、その重点研究テーマも今や「農業革命」であり「農業革命」の一環として作られた「生産協同組合」や「社会主義村」の調査に全スタッフが動員されていた。

そこで「農業革命」への私の関心が次第に強まり、また農場調査との関連からの必要にも迫られて、「農業革命」のことを調べはじめたが、進行中であるだけにまとまった文献はなく、とくに実施過程の具体的事例をとりあげている資料が乏しいために、なかなか全貌を把握できなくてもどかしい思いをした。帰国後数カ月を経た現在でも、私の理解は、まだ固まっていないが、「農業革命」が実に幅の広い、また歴史的な興行をもった問題をもっていることに気づきはじめた。

本稿では、私の見聞に印象をまじえて、農業革命の概要を述べるとともに、私の理解した限りで問題点を提示することにした。

(注1) 昭和49年度文部省科学研究費(海外学術調査)補助金を受けた。

(注2) アラビア語では、サウラ・ズィラーウィ、ふつう *Révolution agraire* と訳しているが、*Révolution agricole* と訳すこともできる。そこで「農業革命」としておく。

(注3) 『アジア経済』1970年2月号の拙稿を参照。

I 最近のアルジェリア経済

アルジェに到着したのは、1974年10月初め、私にとっておよそ5年ぶりの訪問であった。到着した当座は住みなれた所に帰ってきたという思いが先立って、ことさら変化したようには感じなかったが、あちこちと歩き回り、また旧知の人々に印象を質問されて答を探しているうちに、私の印象も次第に整理されてきた。一言でいえば、

アルジェリア経済がさまざまな意味で新しい段階に入ったということである。

アルジェ市の中心部は、もともと中層ビルが林立していたために町並に大きな変化はないが、郊外には公共施設、アパート群などの新しい建物がふえて、都市部が一段と拡大した。町を歩くと建物の補修、街路の清掃などは十分に手が届いていないが、商店の装飾が改められ商品が豊かになっている。日用雑貨、繊維製品などは輸入品に代わって国産品が出回りをはじめた。5年前は日本に比べて日用品の値段が高いことに驚いたものだが、今度はカメラなどの特定商品を除けば、電気製品でさえ格別に高いとは思わなかった。もともと世界屈指のインフレ国から来た旅行者にはそう感じられても、土地の人々にいわせると、食料品を中心に物価上昇が激しく、インフレ感を強くもっているようだった。ちょうど日本の年末年始と同様に家庭の消費需要が高まるラマダーン(断食月)にぶつかったせいもあるが、値上りだけでなく、食料品(食用油、野菜)、洗剤などの品不足が目立ち、買出しに人々が苦勞していることが話題にのぼっていた。政府は、物価を統制し、生活必需品に補助金を出して価格維持をしているが、国際的なインフレの影響だけでなく国内的にもインフレ要因がありすぎて物価上昇をくいどめることができない。私の滞在中にも、ついに公務員の給与の引上げ、ガソリン、酒類、郵便料金の値上げが実施された。

しかし全体としてみれば、アルジェ市民の生活水準が向上したことは疑いのないところである。町を歩いている人々の服装はよくなっているし、レストランでも家族づれがふえている。もともと風俗は自由な所だが、長髪にジーンズの青年、ミニヤパンタロンの娘があふれているし、女の売子が増加し、ヴェールなしで外出する中年婦人が増えたことも目についた。またテレビの普及、就学率の向上は目ざましいものがある。

その反面、都市環境はかなり悪化してしまった。公共輸送機関(とくにバス網)は改善されているが、通勤圏の拡大と乗客増に追いつけず乗物はつねに満員、それが自家用車増に拍車をかけて、都心の交通渋滞が常態になっている。同様のことが電話、郵便にも起こっているし、港湾の滞貨は政治問題にまでなったが、いわば構造的な問題だから簡単に解決できるはずはない。さらには住宅難、ホテル不足、断水など同種の問題には事欠かないし、騒音、排気ガス、アルジェ湾の汚染なども進んでいるように思えた、それでも東京に比べれば自然の生活

環境は残されているし、人々も公害にはそう大きな注意を払っていない。つまり経済活動の急激な拡大に対して、社会資本の遅れが目だちはじめたが、成長期の活気にみち、楽観主義が支配しているという感じなのである。

ところがアルジェを離れて、農村に入りはじめると、豊かさのなかの荒廃と形容できそうな印象をうけた。農村といっても私が歩いたのは、アルジェ周辺のミチジャ平野と内陸平原の穀作地帯の一部に限られているので、一般化するつもりはない。むしろ都市近郊の農村についての印象というべきであるが、設備や機械が新しくなっているのに、畑や果樹の手入れが悪く、農民の意欲が後退しているように思われてならなかった。そして村に住みながらアルジェに通勤している人がふえ、若くて専門技能をもつ労働者(トラクター運転手、修理工、石工など)の離農がふえたことも予想以上であった。

このような現象はむろんここ数年間に発生したのではなく、私が住んでいた当時からすでに兆候があらわれていた。しかし、その進み方はやはり予想をこえるものであり、私がいなかった1969年から74年にかけてアルジェリア経済の質的変化があったように思われてならない。この時期は、ちょうど第1次4カ年計画(1969~73)の実施期間であるが、とりわけ1971年2月のフランス系石油会社の国有化と同年11月の「農業革命」諸法令が転換期を象徴する重要な事件であったといえるだろう。

1962年の独立以来、アルジェリアは1965年6月に政変を経験しているが、経済政策の重点は一貫して国有化と工業化に置かれてきた。独立に伴って、国庫から公社公団にいたる公共部門が独立政府に移管されたのを手はじめとして、所有者が国外に退去したために無主の財産となった外国人資産が収用され、1963年10月には在住者を含むすべての外国人所有農地が国有化の対象となった。国有化された農場に「自主管理」と呼ばれる労働者管理制度が導入された。これが後に述べる第1次土地改革である(注1)。

1966年頃から外国系資本が支配していた鉱山、銀行・保険、商工業部門の主要企業の国有化がつぎつぎと実施され、1971年2月のフランス系石油会社の国有化をもって基幹産業の国有化が基本的に完了したのである。基幹産業の経営形態は主として「国营会社」であり、以上の国有化政策を通じて、外国系資本と外国人の支配からの解放(アルジェリア化)と公共部門の増大とが同時に進んだことになる。

それが第2の重点政策、工業化の前提条件を作り、公共

現地報告

第1表 国内総生産

(単位: 100万ディナー)

	1969(構成比)	1973(構成比)	指数 1969=100
農業	2,400(16.4)	2,050(7.6)	85
工業	2,040(13.9)	4,115(15.2)	202
鉱業・エネルギー	470(3.1)	540(2.0)	115
石油・天然ガス	2,610(17.8)	6,000(22.2)	230
土木建設	1,020(7.0)	3,420(12.6)	335
運輸	600(4.0)	1,290(4.8)	215
サービス	1,800(12.3)	3,350(12.4)	186
商業	3,700(25.2)	6,200(23.0)	168
合計	14,640(100.0)	26,965(100.0)	184

(出所) *L'Algérie en quelques chiffres 1974.*

部門主尊型というその性格を定めたといえるだろう。独立後の数年間は、年次投資予算の形をとっていたが、予備的性格をもつ3カ年計画(1967~69)が策定され、ついで第1次4カ年計画(1970~73)とともに本格的な経済開発が開始された。投資配分からみると、二つの計画はいずれも工業部門優先であり、3カ年計画では食品工業、繊維工業、皮革工業に重点があったが、第1次4カ年計画では製鉄・冶金工業、石油化学工業に重点が移されている。工業化を促進するために重工業、とくに輸出競争力をもちうる大規模プラントが重視され、資本財、半製品の輸入が増加した。その結果、第1表のように石油・天然ガスを支柱として国内総生産の増加がみられたが、工業にもまして土木建設・運輸サービスの成長率が高かったことに注目したい。それに対して農業部門は、他の部門に比べてその相対的地位が著しく減退しただけでなく、生産水準の停滞、低下さえも認められる(注2)。このような経済成長に伴う構造的不均衡の拡大が、すでにみられたような現象となってあらわれたわけである。

1971年という年は、石油国有化の影響によって石油産出量、輸出入額が停滞した景気後退の年であったし、アルジェリアが選択した工業化戦略からいって、部門間・地域間格差の拡大に対する大がかりな構造政策が必要であることは計画作成者も十分に意識していた。その対策が「農業革命」にほかならない。同年12月に、「企業の社会主義的組織化憲章」が発表され、国营会社などの労働者に経営参加の道を開いたが、その政治的意義は農業革命とも共通点をもっている。

(注1) 拙稿「アルジェリア農業の社会主義部門——土地改革と自主管理農場」(『アジア経済』1968年1月)。

(注2) 第1次4カ年計画の結果については、次の論文がよくまとまっている。

Jean-Claude Meki, "Réalisation et financement du plan quadriennal algérien de développement 1970-73," *Maghreb-Machrek-Monde arabe*, No. 65, 1974.

II 第1次土地改革と農業生産

初めに「農業をとりまく条件が変わった」と述べたのは、もとより工業化の進展と関連している。しかし農業部門の相対的地位が低下するのは避けられないとしても、農業生産がどうして停滞したのだろうか。その点で独立後に実施された第1次土地改革とその後の変化について述べておくことが、「農業革命」の背景を理解する上で必要だろう。

独立以前のアルジェリアの農業生産構造を説明する際に、しばしば単純化して輸出向け商品作物生産に特化したヨーロッパ人入植者の農業と、自給自足的な性格をもつアルジェリア人の農業の二重構造という概念が用いられてきた。1950~51年センサスによれば、第2表のようにヨーロッパ人の平均経営面積が124ヘクタールであったのに対して、アルジェリア人の場合は12ヘクタールであり、大きな格差があった。アルジェリア人所有地を対象とする第2次土地改革、つまり「農業革命」の実施段階の問題意識からみると、アルジェリア人農業をすべて自給自足農業とみなすことは明らかに誤りであるが、ヨーロッパ人農業と比較すると平均値にみて経営面積だけでなく経営性格の差が顕著だったし、独立運動の背景を理

第2表 経営面積別農業経営数(1950~51)(構成比)

	ヨーロッパ人		アルジェリア人	
	経営数	経営面積 ヘクタール	経営数	経営面積 ヘクタール
1ヘクタール未満	2,393 (10.7)	800 (—)	105,954 (16.8)	37,207 (0.5)
1 ~ 10	5,039 (23.0)	21,783 (0.8)	332,529 (52.7)	1,341,257 (18.2)
10 ~ 50	5,585 (25.3)	135,273 (5.0)	167,170 (26.5)	3,185,810 (43.2)
50 ~ 100	2,635 (12.0)	186,881 (6.8)	16,580 (2.6)	1,096,136 (15.0)
100ヘクタール以上	6,385 (29.0)	2,381,929 (87.4)	8,499 (1.4)	1,688,756 (23.0)
合計	22,037 (100.0)	2,726,666 (100.0)	630,732 (100.0)	7,349,166 (100.0)

(出所) *Recensement agricole (1950-51).*

解する上では単純な二分法で十分だったのである。

1962年から63年にかけて、ヨーロッパ人所有農地の国有化、自主管理農場の創設が行なわれた。これを第1次土地改革と呼んでおこう。

ヨーロッパ人の土地占取は、植民地支配の経済的社会的基礎であり、アルジェリアの民族運動は、土地を守る農民の抵抗運動に端を発している。したがって第1次土地改革の意義はなによりもまず、ヨーロッパ人勢力の一掃という政治的意義にあったといわなければならない。また「自主管理」がもっていたイデオロギーの役割も軽視することができない。

第3表、第4表では第1次土地改革の結果として作り出された社会主義部門（すなわち自主管理農場）と私的部門（すなわち独立以前のアルジェリア人農家）との対比を示してある。

自主管理農場の平均面積は1000ヘクタールをこえ、全経営面積では全体の30%にみたないが、ブドウ、柑橘類、工芸作物などの換金作物の作付面積では高い比率を占め、生産高をみると高い土地生産性を反映してその比率が一層高まっている。また雇用についてみると、1964～

第3表 経営規模別農業経営数（1964～65）

（構成比%）

	社会主義部門 ¹⁾		私的部門 ²⁾	
	経営数	経営面積 ヘクタール	経営数	経営面積 ヘクタール
1ヘクタール未満			134,780 (23.0)	59,180 (1.0)
1～10	251 (1.2)	652 (一)	288,490 (49.2)	1,260,445 (21.5)
10～50			147,045 (25.0)	2,967,545 (50.8)
50～100	40 (1.8)	3,105 (0.1)	11,875 (2.0)	765,875 (13.1)
100～500	683 (31.2)	213,130 (9.1)		
500～1000	620 (28.3)	447,715 (19.2)	4,655 (0.8)	786,905 (13.6)
1000～2000	510 (23.3)	711,155 (30.5)		
2000ヘクタール以上	308 (14.1)	957,130 (41.2)		
合計	2,188 (100.0)	2,332,887 (100.0)	586,845 (100.0)	5,839,950 (100.0)

（出所） 1) *Revue statistique agricole*, No. 2, 1967.

2) *Ibid.*, No. 5, 1968.

第4表 部門別作付面積と生産高（1970～71）

（単位：作付面積=1,000ヘクタール
生産高=1,000キントル
ヘクタール当り収量=キントル）

	社会主義部門			私的部門			合計			社会主義部門の割合	
	作付面積	生産高	ヘクタール当り収量	作付面積	生産高	ヘクタール当り収量	作付面積	生産高	ヘクタール当り収量	作付面積	生産高
硬小麦	329	2,344	7.1	1,276	6,796	5.3	1,605	9,140	5.7	20.5	25.6
軟小麦	338	2,425	7.2	422	2,781	6.6	760	5,206	6.9	44.5	46.6
大麦	84	754	9.0	799	4,960	6.2	883	5,714	6.5	9.5	13.2
穀物計 ¹⁾	786	5,809	7.4	2,538	14,772	5.8	3,324	20,581	6.2	23.6	28.2
豆類	55	222	4.0	35	165	4.7	90	387	4.3	61.1	57.4
野菜類	47	3,372	71.7	62	3,873	62.5	109	7,245	66.5	43.1	46.5
柑橘類	41	4,537	110.6	47	544	77.7	48	5,081	105.8	85.4	89.3
ブドウ ²⁾	260	7,752	29.8	40	1,200	30.0	300	8,952	29.8	86.7	86.6
他の果実	14	542	38.7	11	311	28.3	25	853	34.1	56.0	63.5
工芸作物	13	648	49.8	7	342	48.8	20	990	49.5	65.0	65.4
飼料作物	127	2,510	19.8	138	1,855	13.4	265	4,365	16.5	47.9	57.5
合計	1,343			2,838			4,181			32.1	

（出所） *Statistique agricole*, No. 12, 1971, pp. 22-31.

（注） 1) 冬穀（小麦、大麦）のみ、夏穀（メイズ、米ほか）はごくわずかである。

2) 生産高、収量の単位はヘクトリットル。

65年の調査で社会主義部門では常勤労働者が13万4000人、季節労働者が5万2000人に対して、私的部門では、自営を含めた常勤労働者が90万人、季節労働者が14万6000人となっている(註1)。就業者1人あたりの経営面積を計算すると、前者が12.5ヘクタールに対して後者は5.6ヘクタールとなる。

以上のことから、第1次土地改革の結果、独立以前のヨーロッパ人農業とアルジェリア人農業の格差が、そのまま社会主義部門と私的部門の二重構造に置きかえられたといえるし、社会主義部門の常勤労働者は農業就業者のなかでも雇用が安定し、所得が高いために、特権的な地位にあるといわれることさえあった。土地分配を要求するアルジェリア人農民の社会的圧力が強かったにもかかわらず、上記のような方式を選び、雇用増を抑えたのは、非農業部門への食糧供給と輸出むけ生産による外貨稼得という経済的要請にこたえるためであるとされていた(註2)。

ところが第1次土地改革の後、社会主義部門の生産は、独立以前のヨーロッパ人農業の水準に達しただけでなく、政府からのさまざまな援助にもかかわらず経営的に安定せず赤字を出しつづける。自主管理の原則は早くからくずれて国家統制が強化され、1968年以降ふたたび自主性の回復がはかられるが、経営的不安定性は変わらなかった。それはアルジェリアの経済体制では、自主管理農場という生産単位は、経営資金、生産資材の供給と生産物の販売を通じて国家のコントロールをうけるだけでなく、国家統制の及ばない市場条件に従属していたからである。なかでも国内的には農作物の低価格政策と、国際的には輸出市場の閉鎖が主たる要因であった。ヨーロッパ人農業の繁栄を支えたフランス市場における特恵的地位は、独立後もフランスの利権を維持するために保証されていたが、アルジェリア政府が国有化政策を進めるたびに、その報復措置として狭められていった。その典型がブドウ酒輸出であり、フランス市場を失ったブドウ栽培は採算が取れなくなるが、作付転換をしようにもそれにかかる費用負担が大きく、またブドウに匹敵する雇用量を保証しうる作物はなかった。農業労働者の立場からみると、生産を増加させても収益の増加は期待できなかったから、所得はもっぱら就労日にリンクしており、生産の増加よりも就労日の増加を実現するために政府指導に対する消極的抵抗を続けることになってしまった。

第1次土地改革直後に比べると、社会主義部門も変化している。1967年には、自主管理農場の土地をさいて、

独立戦争に参加したが定職のない退役兵士を受益者とす「退役兵士生産協同組合」が作られた。その結果、自主管理農場の経営面積、経営数とも減少したが、同生産協同組合も国家コントロールのあり方は同様であり、社会主義部門とみなされている。ブドウ栽培面積は5万ヘクタール減少し、代わりに飼料作物の作付と家畜(とくに乳牛)の飼養頭数がふえた。雇用量は、1970年には常勤労働者17万人、季節労働者10万人に増加し、1人あたりの経営面積は9ヘクタール弱に減少した。社会主義部門の労働者は現金収入こそ、私的部門の同規模の小農民に比べて高水準にあるが、同量の穀物を稼得するための必要労働量はある試算によれば、後者の1.6倍である(註3)。また1971年現在で自主管理農場労働者の基準賃金は1日あたり8ディナー、平均就労日を250日として月収167ディナーになるが、非農業部門では、月収600ディナーの水準に達している。いまや特権的地位という表現は、ほとんどあたらなくなったのである。

これに対して、私的農業部門は、独立以前から農政当局によって放置され、その実態さえも確められないままに、ともすれば一律に伝統的な自給農業として扱われてきた。第4表をみても、穀物生産の比重が大きく、しかもヘクタールあたり収量が低いことは確認できる。しかし豆類、野菜類、ブドウについては社会主義部門よりも、むしろ高収量をあげているし、第5表のように家畜飼養頭数は、圧倒的に私的部門が優位にある。また第3表をみると、50ヘクタール以上の経営数が約1万6500、平均経営面積は94ヘクタールである。以上のことから、私的部門を一律に自給農業とみなすことが誤りであることは明らかであろう。私的部門についての研究は、依然として十分ではないが、断片的な見聞から独立後の社会経済的条件下であらわれた変化について、2、3の事実をあげておこう。

第5表 家畜飼養頭数(1969)

(単位: 1,000頭)

	社会主義部門	私的部門	合計	社会主義部門の割合(%)
牛	15	235	250	6
馬	1	24	25	4
山羊	27	2,262	2,279	1
山羊	1	712	713	—
ラバ	1	57	58	2
ラバ	—	103	103	—
ラクダ	—	6	6	—

(出所) *Revue statistique agricole*, No. 12, 1971, p. 39.

独立直後から、1954年（独立戦争の開始時）以降の土地売買を無効とし、またその後の土地売買を禁じる法令が出されていたが、予想される土地改革に備えて相続による土地分与、所有地の細分化が進行した。新地主の多くは不在地主であるが、小作人に経営をまかせ、トラクターの賃貸や作物の販売をすることによって利益をあげようとするものがあらわれた。また経営規模こそ小さいが、政府資金を借入れ、トラクターを導入して、国内市場の変動に鋭敏に対応することによって台頭した自作農の階層がふえ、そのかわり農民の出稼ぎ兼業化さらには脱農化も進行したといわれている。

第1次土地改革の後、私的部門、つまりアルジェリア人所有農地を対象とする第2次土地改革は、たびたび予告されながら実施されなかった。1964年には、フランス統治に協力した地主からの土地没収が決定されたが、1965年の政変後その方針は撤回された。1966年に土地改革基本法の草案が作られたが、その開始は結局1971年まで持ちこされることになった。

どうして第2次土地改革の実施が遅れたか、そして1971年になってどうして実施にふみ切ったか。公式発表によれば、拙速を避けて組織的・技術的準備に時間をかけたからであるという。また、ある人々の憶測によれば現政権の基盤が地主層に依拠しているために政権内部の反対があったからだともいう。

政治的背景はともあれ、経済的背景についてはIですでに一般的に述べておいたが、農業部門の問題にひきつけて考えると次の点を指摘できる。

第1に食糧問題。穀物生産は気候条件による豊凶の差が大きく、独立後10年間に趨勢的变化を認めることができない。平均すると年産180万トンの水準に停滞しているが、消費量は1970年代初めで240万トンに達した。不足分は乳製品とともに輸入に依存しているが、3.5%に達する人口増加率を考えると自給率はますます低下するし、国際価格の上昇によって、輸入価格が国内生産者価格を上回るようになった。青果、乳製品の需要増にみられるような消費水準の向上による需要パターンの変化に農業生産および流通機構が適応していない。

第2に輸出問題。外貨稼得源としての農産物輸出の比重は、1963年の31%から1971年には12%にまで減少したが、品目別にみるとブドウ酒と柑橘類は、石油・天然ガスにつぐ地位を占めている。しかしフランスとの特惠関係の解消後、地中海諸国との競争にさらされることになった。

第3に工業原料の供給問題。養蚕、甜菜のように国際価格の上昇から国内生産が振興された例はあるが、輸入原料に比べるとおおむねコスト高であり、工業作物の生産はそう重視されていないように思われる。

第4に農村購買力の問題。3カ年計画後軽工業の進展がめざましいが、輸出競争力はなく都市の需要は底が浅い。また1970年代に入って化学肥料生産、トラクター組立の量産体制ができ上がった。これらへの需要は、在来の社会主義部門だけでは遠からず飽和点に達する。

第5に雇用問題。1966年の人口センサスによれば、アルジェリアの総人口1210万人に対して、労働力人口は279万人であり、その部門別構成は第6表のとおりであった。センサス時に失業中の者は61万人であり、これに未就業者を加えた87万人がセンサス上の失業者である。しかしセンサスでは就業者以外の女子を労働力人口に数えず、臨時雇は非農業部門を含めて57万人にのぼるので、失業問題はセンサスにあらわれた以上に深刻な社会問題であったことはうたがいない(注4)。1973年の推定人口は約1440万人であり、労働力人口の増加は少なくとも80万人に達しているはずである。これに対して非農業部門の雇用増は48万人(55万人という推定もある)であるが、その60%は政府部門とサービス部門の雇用増によるものであり、工業部門への新規投資による雇用増は7万人強にすぎなかった。同じ期間に農村人口の都市への流出は84万人であり、都市における失業問題は、工業化とともに一層深刻になったのである(注5)。従来は外国とくにフランスへの出稼ぎが、失業問題の安全弁となっていたが、政府間協定による削減、フランスでの人種差別事件の頻発などにより、新規流出はすでに壁にぶつかっていた。農工間の所得格差、農業部門での過剰労働人口という条件から、脱農化をくいとめることは不可能であるが、少

第6表 労働力人口(1966年センサス)(構成比)
(単位:1,000人)

農業部門	1,299	46.5
うち 自営者	368	(13.2)
常雇労働者	213	(0.8)
季節労働者	572	(20.5)
家族従業者	146	(5.2)
工業部門	425	(5.2)
サービス部門	612	21.9
不明ほか	172	6.2
未就業者	286	10.2
合計	2,794	100.0

(出所) *Tableaux de l'économie algérienne 1973*,
p. 81 および p. 126 より。

なくとも都市の失業問題、住宅・交通問題が緩和されるまで脱農化のスピードを抑えることが重要であった。

(注1) *Revue statistique agricole*, No. 2, 1967および No. 5, 1968.

(注2) たとえば Lazarev, G., "Autogestion agricole en Algérie," *Etudes Tiers Monde*, 1965.

(注3) Ait Amara, H., "Queleques aspects de la restructuration agraire," *Revue algérienne*, Vol. X, No. 1, 1973.

(注4) *Recensement général de la population et de l'habitat*, 1966, pp. 102-113.

(注5) *Rapport général du II^e Plan quadriennal 1974-1977*, 1974, pp. 64-66.

III 「農業革命」諸法令とその実施過程

1971年11月8日に「農業革命憲章」と「農業革命法令」が制定され、「農業革命」は実施第一歩を踏み出した。「憲章」は、内容的にみて議会民主制の国でいえば「法令」の提案理由にあたるものであり、「農業革命」の背景と意義を説明し、同時に「法令」の大綱を述べている。「憲章」については必要に応じてふれることにし、はじめに「法令」の第1条を訳出しておこう(注1)。

「土地は、それを耕作する者に帰属する。土地を耕やし、利用する者のみが、土地への権利をもつ。

農業革命の目的は、人間による人間の搾取を根絶すること、効率的技術の採用によって生産を向上し、農業所得の公正な配分を保証できるように土地および土地耕作手段の利用を組織することである。

農業革命は、農村における生活条件と労働条件を根本的に変化させることを目標とする。」

つまり初めに原則を述べ、ついで社会的・経済的目標を示しているわけである。その中心は土地再配分にあるが、同時に土地国有化と集団耕作を推進する点に特色がある。以下で主要点を述べておこう。

(1) 非耕作者の土地の全面収用。生産にみずから従事しない地主、耕作を怠る自作農の土地所有権は廃棄され、その土地は収用される。ただし所有地の合計が、灌漑地では0.5ヘクタール、非灌漑地では5ヘクタールに達しない場合は収用の対象にならない。

(2) 耕作者の土地の所有制限。農地の所有面積は、所有者が自家労働力で耕作しうる範囲内で、かつ農業所得が年間250日間就労する自主管理農場の労働者の所得の3

倍をこえないように制限され、制限をこえる土地は収用される(注2)。(1)とともに有償収用であり、15年償還の国債で補償される。

(3) 土地国有化。収用された土地は国有財産となり、他の国・公有地とともに「農業革命全国ファンド」(Fond National de la Révolution Agraire)に組み入れられる。土地私有制それ自身が否定されるわけではないが、土地を耕作しない場合は収用の対象になり、また貸借は原則として禁止される、相続することはできるが譲渡する場合は国が先買権をもつ、という点で完全所有権が否定されることになる。

(4) 土地配分。同ファンドの土地の所有権ではなく、永代用益権を、アルジェリア国籍をもつ、他に継続的収入源がない土地なし農民と小農民に割り当てる。割当面積は、年間250日就労する自主管理農場の労働者と同等以上の所得を保証しうる水準に定められる。受益者は、土地を耕作する義務と協同組合に加入する義務を負う。有資格者が多い場合、すでにその土地を耕作している農民、土地のない退役兵士、同一町村の居住者の順に優先順位があり、同一順位内では扶養家族の多いものが優先する。

(5) 実施機関。農業革命全国委員会(Commission Nationale de la Révolution Agraire)、拡大県人民議会、拡大町村人民議会が組織され、各レベルでの方針決定と執行にあたる。また県と中央に、異議申立に対する裁定委員会(Comité de recours)が設置される。

拡大町村人民議会の構成は、町村人民議会議員に加えて、党(民族解放戦線)、農民連合、退役兵士会、労働組合連合、婦人連合、党青年部、などの大衆組織の代表からなっている。また町村には、町村役場の代表と農業省、財政省、水利庁の技官からなる「技術委員会」が設けられ、さまざまな措置の技術的な準備にあたる。

「農業革命」法令の制定後、多くの施行令が出されたが、なかでも集団耕作の原則との関連で1972年6月7日の「農業協同組合法」が重要であり、簡単に形態別の特徴を述べておく(注3)。

(1) 共同経営農業協同組合(Coopérative agricole d'exploitation en commun)。「農業革命」の受益者3人以上で結成でき、共通の作付計画をもち、生産手段の共同利用、共同購入、販売を目的とするが、組合員はそれぞれの土地を耕作し、その成果を収益する。条件が整えば(2)に移行する。

(2) 農業革命生産協同組合(Coopérative agricole de production de la Révolution agraire)。受益者5人以上

で結成する本格的な生産協同組合である。組合員は土地用益権と他の生産手段を出資し、組合の労働に直接参加する義務がある。出資に対する配当はなく、労働力提供量に応じて一定の前渡金と経営収益の配分を受ける。

(3)開発集団 (Groupement de mise en valeur)。開墾や土地改良が必要な場合に結成するもので、免税や補助金などの恩典がある。

(4)共有者集団 (Groupement d'indivisaires)。共有地において、共有権者のうち直接耕作に従来する者によって結成される。

(5)農民互助集団 (Groupement d'entraide paysanne) 小農民による互助組織。

(6)町村総合サービス農業協同組合 (Coopérative agricole polyvalente communale de services)。各町村に一つずつ結成される総合農協で信用・購買・販売・利用などの各種事業を行なう。第1次土地改革と「農業革命」の受益者団体は強制加入である。

(1)~(6)には、受益者以外に自作農も参加できるが土地出資に対する配当はない。(3)~(5)は、協同組合への準備段階という意味で Pré-Coopérative と呼ばれ、条件が整えば生産協同組合に移行する。(6)のみがサービス農協であるが、単なる農協であるという以上に、農政の出先機関として大きな役割を与えられている。ほかに専門農協もあるが、なかでも農業革命の受益者団体は、「簿記管理組合」(Coopérative de comptabilité et de gestion)に加入しなければならない。

「農業革命法令」は、1971年11月1日から発効し、翌年1月に「農業革命全国評議会」が設置されて、「農業革命」が開始された。実施過程は、ふつう三つの段階に分けて説明されている。

(1)第1段階。国公有地の配分 (~1973年6月)。

(2)第2段階。私有地の再配分 (~1974年末)

(3)第3段階。ステップ地帯の放牧地と羊の再配分 (1975年~)。

第3段階については、私の滞在中にはやっと草案が発表された段階であったので省略することにし、初めの二つの段階について実施過程のクロノロジーを追ってみよう。具体例に立ち入ることができないのは残念であるが、「農業革命」の雰囲気のある程度伝えることはできると思う(注4)。

1972年2月~3月。土地の自発的抛出現動。大臣をはじめ要職にある人々が率先して所有地を「フォンド」に抛出した。

3月17日。土地所有者の居住地申告開始。

3月27日。国・公有地の調査開始。国有地、県有地、町村有地のほか、国公立機関、国営会社の所有地も含まれ、さらにアルシュ地(注5)、ハブウス地(注6)も対象に含まれている。

4月。軍人、公務員、国営会社職員による抛金運動。幹部級は2日分、一般は1日分にあたる賃金を「フォンド」に寄付した。

6月17日。第1回の土地配分。ブウメディン革命評議会議長みずからの手によって、農民に権利書が手渡された(重要な機会ごとに議長ないし要人が出席して、演説が行なわれる)。

7月~8月。学生有志の農村労力奉仕運動(夏冬の休暇ごとに組織されるようになるが、労働力の確保というよりは、農民と中央との意志疎通に果たす役割のほうが大きいようだ)。

8月24日。第1回のパイロット村(社会主義村——後述)起工式。

9月8日。第1回の生産協同組合結成式。

10月18日。私有地調査開始(翌年5月に終了) 1973年

3月~4月。第2段階の準備終了。「拡大町村人民議会」から土地収用の対象となる土地所有者を排除し(法令第174条の適用)、対仏協力者・大地主などからなる政治リスト記載者から土地収用にとりかかるよう指令。

5月。全国農民連合の支部および分会の選挙開始。

8月17日。第2段階の第1回土地配分。

9月。「町村総合農協」第1回の開設式。

1974年

3月。ステップ地帯の放牧調査開始。「緑のダム」(後述)計画発表。

9月。自主管理農場の再編成着手。

10月1日。農産物流通機構の再編成。

11月。農民連合全国大会。

狭義の土地改革(土地再配分)だけでなく、さまざまな措置が並行して取られたことがわかれると思う。やはり以下で簡単な説明を加えておこう。

(1)社会主義村落 (Village socialiste)。初めはパイロット村 (Village pilote) と呼ばれていたもので、社会生活に必要な公共施設(役場、郵便局、診療所、学校、モスク、公衆浴場、商店など)を備えた住宅の建設計画であり、「農業革命」の受益者などに無償で提供される。平均戸数が250~500戸の村を全国で1000村を作る計画だ

が、1975年2月末で19村が完成した。私も二つほどの村を訪ねたが、住宅は120平方メートルくらいの3~4LDKで上下水道、水洗便所、シャワー室が完備しているし、公共施設もなかなか立派である。しかし村自体は生産単位ではないし、共同炊事、共同育児などをする生活共同体でもない。

(2)自主管理農場の再編成。自主管理農場の経営状態を改善するために、耕地整理、統廃合により、最適規模をもつ農場に再編成することを狙いとしている。アルジェ県で試験的に開始された段階であるが、きわめて大がかりな事業であり、その前後で自主管理農場の経営条件が大きく変化した。

(3)流通機構の再編成。農産物の流通機構は独立後たびたび改革されているが、青果卸売市場は、仲買人の支配下にあり、政府統制がほとんど及ばなかった。それを町村段階では「町村総合農協」、県段階では「青果協同組合」(Coopérative des Fruits et des Légumes, 略称 COFEL) 全国段階では「青果公社」(Office des Fruits et des Legumes) という系統に統一することによって、価格と供給の安定をはかろうとするものである。社会主義部門と「農業革命」の各協同組合の出荷はすべてこの系統をとおして行なわれる。

(4)緑のダム(Barrage Vert)。サハラ沙漠の北進をくいとめるために、ステップ地帯に地中海岸に平行して幅20キロメートル、長さ1800キロメートルの植林をする計画である。

(5)地域開発計画。「農業革命」以前からすでに始まっていたが、大規模な灌漑・土地改良事業を中核とした総合開発計画である。計画区域では、「農業革命」の受益者でなくても協同組合などに加入し、その計画に従う義務を負う。

「農業革命」の実施に伴う政治過程や技術的問題、財政問題など、解明すべき点はいろいろ残っているが、本稿ではすべて割愛せざるをえない。

(注1) テキストは、つぎの資料集を用いた *Présidence du Conseil, Révolution agraire*, [1973] 98p.

(注2) 実施段階では自主管理農場の労働者の基準所得を3000ディナーとして計算したので、年収9000ディナー以下ということになるが、扶養家族数に応じて、その1.5倍まで、つまり1万3500ディナー以下に上限が緩和された。

(注3) テキストは次の資料集に収められている。*Commission nationale de la révolution agraire*,

Coopération et révolution agraire, [1973] 215p.

また拙稿「アルジェリアの農業共同化」(小倉武一編『日本と世界の農業共同経営』御茶の水書房1975年所収)。

(注4) 党の機関紙 *El Moudjahid* が1974年11月にクロノロジーを6回にわたって連載した。

(注5) アルシュ(Arch)地。部族共有地 拙稿「アルジェリアの土地政策」(星 昭編『アフリカ植民地化と土地労働問題』アジア経済研究所 1973年所収)

(注6) ハブウス(Habous)地。東のアラブというワクフ。

IV 「農業革命」の成果と問題点

「農業革命」は、このようにさまざまな局面をもつ総合政策であり、第1段階、第2段階ともに未完了の段階で成果を論じることは時期尚早である。しかし基本的な性格はすでに明らかであり、いくつかの問題点をあげておきたい。初めに1974年末の進行状況を整理してみよう(注1)。

第1段階、すなわち国・公有地の配分に関しては、割当を終えた土地面積は78万8284ヘクタール、受益者は5万3674人であった。1人あたり平均14.7ヘクタールになる。未割当地が141万4062ヘクタールも残っているが、うち耕地面積はわずか7万5113ヘクタールであり、残りの荒蕪地については大規模な開墾・土地改良事業が必要であるとされている。1973年7月現在で20万人が候補者として登録され、約16万人が受益資格を認定されていた。耕地不足から、受益者が限定される結果になったのである。

第2段階、私有地の再配分の前提として開始された土地調査は、1974年4月末までに北部13県で約125万人、南部2県で約5万人の調査を終えた。土地所有者の95%近くに相当する。そのうち個人名義のものが55%、共有名義のものが45%であり、一地点あたりの共有者は平均3.4人であった。1973年11月の推定によると、その結果は第7表のとおりである。土地収用の対象になるのは、非耕作者と耕作者を合計して約5万人であるが、土地面積についてはこの表だけから計算することはできない。所有の細分化と共有名義の増加が明らかである。

ところが1974年末、全国691町村のうちその57%にあたる392町村が執行を終えた際のデータによれば、土地収用の対象になりうるのは、所有者数で1万4457人、土地面積では65万6647ヘクタールであった。その内訳は非

第7表 私有地調査結果推定 (1973年11月)

	数 (人)	面積 (ヘクタール)	平均 (ヘクタール)	数 (人)	百分比 面積
非耕作者					
制限以下	809,441	1,274,498	1.57	69.52	15.90
制限以上	34,096	243,057	7.13	2.93	3.03
耕作者					
上限以上	15,996	1,051,853	65.75	1.37	13.12
上下限範囲内	9,908	346,780	35	0.85	4.33
下限以下	294,904	5,100,977	17.30	25.33	63.63
合計	1,164,345	8,017,161	6.80	100.00	100.00

(出所) *Terre et Progrès*, mars 1974, p. 32.

耕作者が9669人、30万9713ヘクタール、耕作者が4788人、34万6934ヘクタールであり、平均をとるとそれぞれ1人あたり32ヘクタールおよび73ヘクタールになる。この収用対象地のうち、収用が執行されて「フォンド」に組み入れられた土地面積は、49万4101ヘクタールであり、5000件の異議申立が行なわれた。土地配分を完了したのは35万3196ヘクタールで、受益者は2万9798人、すなわち1人平均11.8ヘクタールになったわけである。

第2段階は第1段階に比べてはるかに複雑な作業が要請されるだけに完了が遅れているといえよう。しかし、進行中の町村、未着手の111町村をみると、いずれも土地の細分化が激しく零細な不在地主が多い地方であり、土地収用の対象になりうる土地がわずかであるために、町村当局が積極的に作業を進めないのだといわれている。また初めから土地の再配分を必要としない町村が113にのぼっている。

以上の第1段階と第2段階を合計すると、受益者と配分面積は第8表のとおりになる。また配分を終えていない土地が、第1段階では7万5000ヘクタール、第2段階では30万3450ヘクタール残っているから、1人あたりの割当面積を二つの段階の平均13.7ヘクタールと仮定すると、あと約2万7000人が受益者になりうることになる。したがって最終的には145万ヘクタールが11万人に配分されることになる。

第1の問題点は、この数字をどう評価するかにかかわっている。第1次土地改革に比べると、面積では2分の1、受益者数ではほぼ同数にあたるが、当時との条件の差を考えるとやはりきわめて大がかりな事業であることは疑いない。在来の社会主義部門とあわせて、約28万人、土地面積にして約350万ヘクタールが、政府の直接統制下に入ることからいうと、国有化政策がさらに前進したということができる。

第8表 土地配分成果

	第1段階	第2段階	合計
受益者数	53,674	29,798	83,472
割当面積 (ヘクタール)	788,284	353,196	1,141,480
1人当平均 (ヘクタール)	14.7	11.8	13.7

(出所) *Révolution africaine*, No. 569, janvier 1975.

しかし受益者数からいうと、1966年センサス時における季節農業労働者数(57万人)と比べても不十分であることは否定できない。とくに「農業革命」によって小作制度が原則として禁止され、労働力雇用がピーク時に限定されただけにその社会的影響はきわめて大きいだろう。また1人あたり13.7ヘクタールという平均配分面積は、自主管理農場の常勤労働者1人あたり経営面積に比べてやや低く、しかも土地の質は一般的にいって低いわけだから、自主管理農場の常勤労働者なみの所得を保証することは困難であるとされている(註2)。したがって1人あたりの割当面積を減らすことによって受益者数を増加させることは、土地生産性を急に高めることができない以上、まず不可能である。

この点からいって、土地収用の対象から除外された土地が127万ヘクタールにのぼっていることが問題になるであろう。これらの土地が十分に利用されているかどうかは疑わしいので、農業生産の向上という点からみても将来の課題になるに違いない。とはいえ、それが所有者の家計を維持する上で不可欠な土地である場合もあるだろうし、仮に収用して配分したところで受益者が10万人弱増加するだけで、雇用問題の解決にはほど遠い。むしろこの127万ヘクタールは社会的安全弁になっているという見方をするべきであるかもしれない。

つぎに同じ受益者の問題ではあるが、地域格差の存在が大きい問題になっている。全国的にみれば、有資格の候補者に対して受益者が少ないことは上に述べたとおりであるが、大都市周辺では非農業部門の雇用機会が多いために候補者が乏しく、割当を受けた後でも辞退者が続出するという事態が起きているのである。これは、受益者の優先順位が同一町村内と定められていることによるといわれるが、實際上、遠くへ移住させることには他にも多くの障害があることは疑いない。ともあれ大がかりな人口の再配置政策が必要であり、そのために「社会主義村計画」が役立つのではなからうか。

第9表 各種協同組合設立数

	第1段階	第2段階	合計
生産協同組合	1,748	1,854	3,602
共同経営組合	601	214	815
土地改良集団	572	186	758
農民互助集団	0	86	86
個別農家	2,316	3,906	6,222

(出所) *Revolution africaine*, No. 569, janvier 1975, p. 18.

第10表 各種協同組合設立数 (1973年3月現在)

	受益者数 (人)	配分面積 (ヘクタール)	1人あたり配分面積 (ヘクタール)	経営数	平均 組合員数 (人)	平均 組合員数 (人)
生産協同組合	24,434	455,220	18.6	1,349	337	18.0
共同経営組合	11,580	97,587	8.4	707	138	16.4
開発集団	6,650	59,291	8.9	258	236	25.8
個別経営	1,120	5,769	5.2	---	---	---
合計	43,784	617,867	14.1	2,314	264	18

(出所) *El Djéich*, No. 121, juin 1973, p. 16.

第2の問題点は、経営様式と農業生産の問題である。

第1段階と第2段階によって、生み出された各種協同組合を形態別にみると、1974年末現在で第9表のとおりである。形態別の経営規模についてははっきりした概念をうるために、データは古い第10表をつけ加えておいた。協同組合法の趣旨によれば、「生産協同組合」は集団化の最高形態であり、条件が整い次第他の形態から移行するべきものであった。ところが「生産協同組合」が全体の68%を占めていて、「開発集団」は、わずか14%にすぎない。このことから、条件が整備されたと考えるのは尚早であり、むしろ農政当局の指導の結果、「生産協同組合」が増加したとみられる。一般的に割当地の条件はよくなくて土地改良を必要としているのに、それに適した経営形態が選択されなかったわけである。

これらの協同組合が発足してから2~3年しかたっていない現在、まだ経営成果を論じる段階ではないが、それでも1974年11月の農民連合大会などで出された農民の要求などから若干の事実を拾っておこう。

土地配分を受けた後はじめての収穫をするまで、受益者は現金150ディナーと食糧の供与をうけ農具種子肥料の供給を保証されることになっている。農民の不満は、

生活補助の水準が不十分であること。生産資材の供給が遅滞すること、自宅から割当地への距離が遠く、交通手段がないために往復時間がかかりすぎるなどに向けられている。1974年末までに「総合農協」が409結成されたが、そこへの供給体制ができあがらないので円滑に機能しなかったのである。第1年度(1972~73)は、天候条件が悪かったこともあずかって、穀作地帯ではおおむね赤字を出し、果樹・野菜栽培の組合でわずかに利益が上っている。第2年度については、今年(1975年)に入ってから新聞で利益配分をした協同組合の記事をしきりに掲載していたが、まとまった結果は不明である。

上に述べた経営条件の不備は、いわば過渡的現象であり、いずれ改善されるに相違ないが、経営成果が悪い原因の一つとして、自家消費の増加があげられている点は注目に値する(ここでいう自家消費とは、生産量と販売量の差であり、経営のための中間消費と組合員の最終消費を含んでいる)。もしも「農業革命」の目的を農民の生活水準向上に重点を置いて考えるとすれば、自家消費の増加は目的の達成にほかならないし、非農業部門向けの食糧生産の増加を重視すれば脱法行為ということになる。同じミクロの水準でも組合員の家計と組合の経営成果の間には矛盾があり、またマクロの水準でみた国民経済との矛盾も大きな問題である。それを誰が、どう解決するかということから第3の問題点がうかがいあがる。

「農業革命」の背景には、独立闘争で大きな役割を果たした農民大衆の強い要求があり、実施過程においても大衆組織を通じた大衆の参加、さまざまなキャンペーンによる大衆動員がはかられている。また使用される言葉は、きわめて急進的である。それにもかかわらず、「農業革命」は基本的には上からの改革としての性格をもっている、といわなければならない。実施過程についての実情が十分に解明されていないだけに断定はさしひかえるべきであろうが、新聞記事やインタビューの印象をまとめると、ほぼそれに疑いはないと思われる。端的な例をあげよう。法令によれば、拡大町村人民議会は大きな権限をもっており、法令にしたがい現地の実情に応じて独自の決定をしようことになっている。ところが実際には、町村で結論を出さずに中央の指令を待つてそれに従う傾向があるという。このことは、官僚機構と地方自治の問題、農村の社会構造の問題という二つの角度から接近できるだろう。

アルジェリアでは、1967年に町村人民議会、1969年に県人民議会の選挙が行なわれ、地方自治制度の基礎が築

かれたが、県知事は任命制であり、公選の町村首長（町村人民議会議長）は、その指揮下に置かれていて、中央集権的体質は変わっていない。それに農業革命では、県と町村、農政事務所が協力体制を組んでいるが、省庁間の縦割りの権限分担がはっきりしていて、地方行政は内務省、農政は農業省と管轄が分かれている。そこで地方レベルでは調整をつけることがむずかしく、ともすれば中央の指令を仰ぐ結果になるわけである。中央レベルでは「農業革命全国評議会」が権限をもっているが、たんに基本方針を定めるだけでなく、実施細目についても実に多くの通達を出している。

また農村社会の側からみると、農村で発言権をもつのは名望家・地主層であり、その勢力は、地方議会と地方公務員にいくこんでいる。その点、地主層の排除をめざす第174条の意義が大きかったわけだが、地主層は偽装相続による名義の分散、土地の自発的抛出によって、その適用をまぬがれ、さまざまな形で「農業革命」への抵抗やサボタージュをつづけているといわれている。それが可能なのは農民の参加が有効ではなく、農民のエネルギーが解放されていないからである。農民の参加は、農民連合を通じて行なわれる建前であるが、農民連合は分会と支部の選挙を終えた後、ほとんど機能していない。農村の現実を誰よりもよく知っている農民が動きはじめないから、地主層の脱法行為が可能になるし、たとえば土地調査に際して航空写真の全面使用のような技術主義的方法に依存せざるをえなくなり、さらには、「拡大町村人民議会」よりも「技術委員会」のほうがリーダーシップをとるという事態を招くことになるのである。

農民の参加と大衆動員がこのような水準にとどまる限り、「農業革命」が目標としている生産関係の根本的変革を達成することはむずかしいが、「農業革命」の進展に伴ってこの状況自体がどのように変化するか、注目される場所である。

最後に第4の問題点として、「農業革命」と土地所有、なかでも国家所有の問題について述べておきたい。「農業革命」の実施以前は土地制度からみると、さまざまな形態が併存していた。国有地、フランス法の適用を受けて土地台帳に登録された私有地、ムルク地^(注3)、アルシユ地、ハブウス地などである。後の三つの形態は、植民地以前からつづいたイスラム法・慣習法的土地制度であり、長い年月の間に相続によって細分化がすすみ共有権者が増加して、権利関係が錯綜し、土地台帳も整備されていなかった。132年間の植民地支配を通じて土地私有制の

確立をめざす土地政策が実施されたにもかかわらず、マダガスカル社会の母斑ともいべき土地共有制が崩壊しなかったわけである。というよりも植民地支配がめざした土地制度の近代化は、本来部分的な近代化であり、ヨーロッパ人の入植地の確保さえできれば、マージナルな伝統的農業とその土地制度を放置するほうがよかったのである。

第1次土地改革が対象としたのは、このフランス法の適用をうけた私有地だけであったが、「農業革命」——第2次土地改革——では、すべての土地を対象として土地調査が行なわれ、権利の確定、権利書の交付が行なわれた。しかしその結果として確立されたのは、土地私有制ではなかった。すでにIIIで述べたように、「農業革命」の受益者は永代用益権のみを与えられ、自作農の土地所有権に大きな制限が加えられたからである。法的にいえば、前者では完全な国家所有であり、後者では国家は上級所有権のみをもつという点で異なっているが、実質的には、耕作の放棄と国家計画による耕作規制への違反が、両者ともに用益権の喪失を招くという点では共通している。そこで両者を含めて国家所有とみなすことができるのであり、そのことから「農業革命」による国有化政策の成果は、「フォンド」に組みこまれた土地に限られず、農地全体にわたっているといえることができる。

この点で、植民地時代に実現された土地制度の近代化に比べて、また第1次土地改革に比べて、はるかに広範囲な制度的改革であり、植民地的な近代史を否定する意味をもっている。しかし国家所有というのは、それ自体では多義的な概念であり、アルジェリア型社会主義の物質的基礎としての側面だけでなく、植民地化以前の土地制度（さらにはイスラム国家）への回帰という側面ももっている。問題は、国家所有の主体である国家が現実にとどのように機能しているかにかかわっているが、その考察は本稿の範囲をこえている。「農業革命」が権力構造にどのような影響を与えるか、やはり今後の動きに注目していきたいと思う。

(注1) 成果に関しては、1973年7月現在について、アルジェリア農業省の広報誌 *Terre et progrès*, 1974年3月に特集記事がある。1974年末現在については *Révolution africaine*, No. 569, 1975年1月を用いた。

(注2) 割当面積は、政令で県ごとに地域別の基準面積が定められているが、きわめて地域差が大きく、灌漑地では0.5ヘクタール程度、非灌漑地では20～30ヘクタールと開きがある。くわしくは、

Commission Nationale de la Révolution Agraire,
Dossier sur les fourchettes d'attribution, Alger,
 [1973], 190 p. を参照。

(注3) ムルク地。ほぼローマ法の私有地に近い家族共有地。

V むすびにかえて

4カ月半のアルジェリアでの滞在期間があつという間にすぎて、「農業革命」の調査だけでなく、現地調査の中心と考えていた農場調査も思うように進捗しないままに、心を残しながら今年の2月下旬にアルジェをあとにした。滞在中は、「農業革命」やそれを推進する「革命政権」についての情報過多ともいえる環境のなかでいたわけだが、国境をひとたびこえると、今度はそうした情報がまったく入らなくなってしまう。チュニジア、リビアのような同じ西アラブの国々ですでにそう痛感していたので、日本での事情は覚悟していたけれども、帰ってみるとこれも予想以上であった。

アルジェリアについて、日本の新聞にのるのは、もっぱら国際会議での発言と態度ぐらいのものだろう。国連の資源総会、産油国会議、あるいは世界婦人会議についての報道だけでもとづいていると、第三世界の急先鋒、既成の世界秩序に攻撃をしかける挑戦者としてのアルジェリア・イメージが固まるのではないだろうか。それはそれで誤ってはいないと思うが、アルジェにいて見ていると、攻撃というよりは、むしろ防衛としての側面が感じられてならなかった。1973年の石油値上げによってたしかに、貿易収支の改善は著しかったが、先進資本主義国からの輸入に依存しているだけに、インフレの影響が大きく、とくに農業部門にしわよせが来ていることを痛感した。1975年度予算では、インフレの輸入をくいとめるための補助金支出がかさみ、また資本財の高騰でちょうど公刊されたばかりの第2次4カ年計画書(1974~77)にも大きな手直しが必要であると思われた。先進資本主義国との経済格差は放置すればひろがるばかりであり、格差拡大の趨勢をくいとめようとすれば、多大の犠牲が必要になる。石油以後に備えて工業化を推進すれば、国内での部門格差、地域格差が拡大し、その是正のために新たな追加投資を迫られることになる。とはいえ工業化を急がずに、農業開発に重点を置くとすれば、また軽工業を重視すれば、国際分業における不利な立場から脱出することができない。こうしたジレンマのなかでアルジェリアの選択は、重工業を重視し、同時に「農業革命」

を実施することだった。

このような脈絡で考えると、「農業革命」には対症療法的な側面があることがはっきりするだろう。「農業革命」の狙いは、それを単なる対症療法にとどめないで根本的な構造改革に結びつけようとした点にあるが、石油危機以後の国際経済情勢からみると、その客観的条件がさらにきびしくなったことは確かである。

アルジェリアに限らず、アラブ諸国は、日本にとって情報の面で依然として遠い国であるとしても、石油成金以外に農民もいることを忘れない程度の注意を払うことが必要ではあるまいか。

(調査研究部)